

令和4年度 協会けんぽ徳島支部 健康保険料率について

令和4年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和4年度は、令和2年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.007%に据え置き
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から
新たな保険料率に変更

令和4年度徳島支部保険料率

改定時期

令和4年3月分(4月納付分)より

※任意継続被保険者は、4月分(4月納付分)より

保険料率

健康保険料率

都道府県単位

令和3年度 **10.29%**

0.14%増

10.43%

介護保険料率

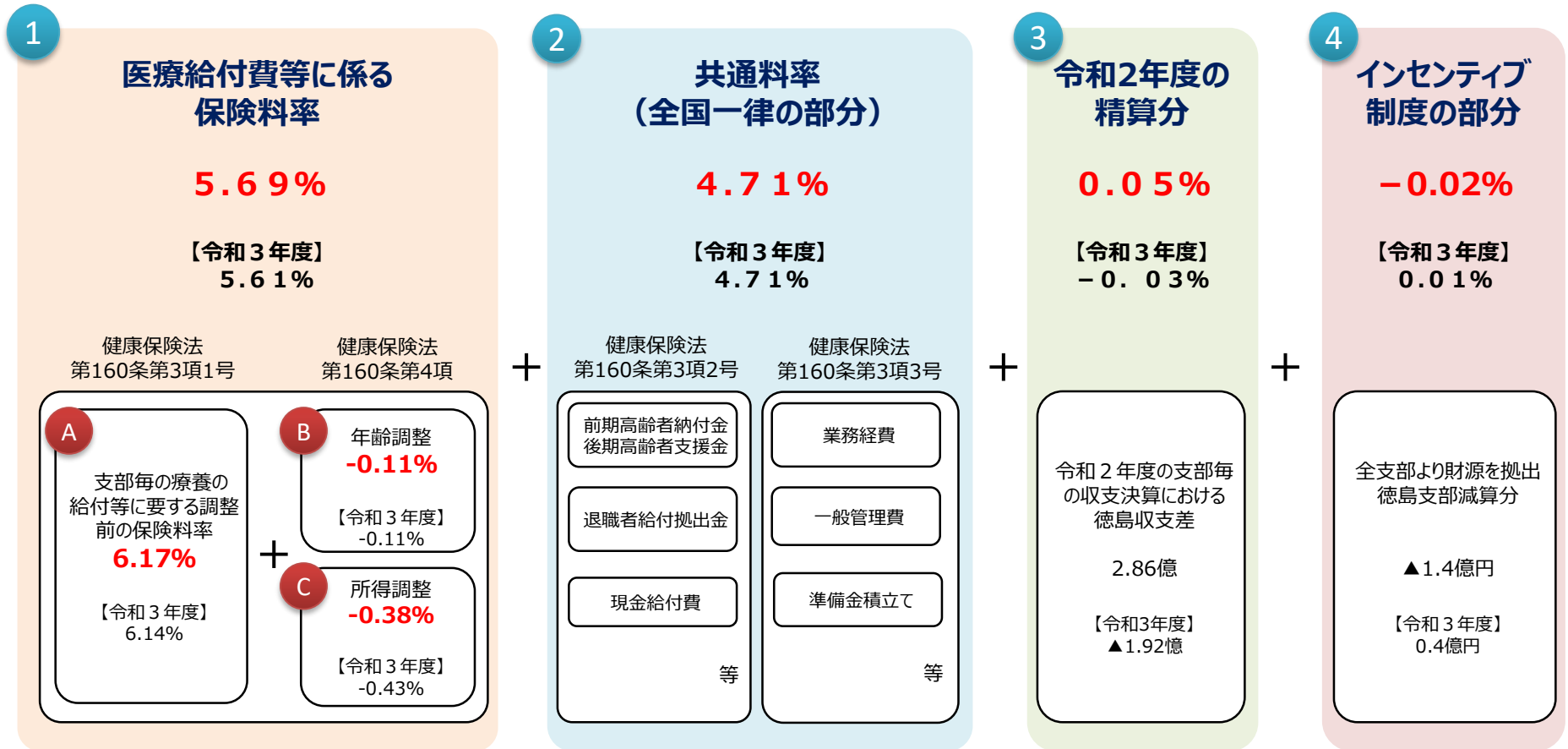
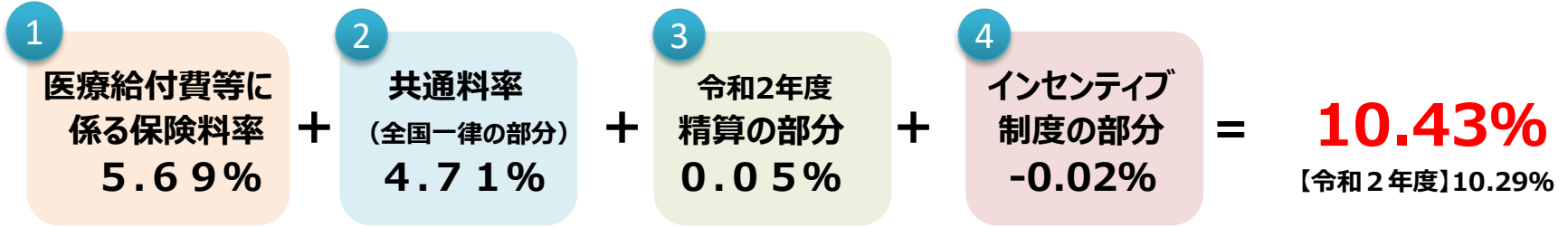
全国一律

令和3年度 **1.80%**

0.16%減

1.64%

令和4年度徳島支部保険料率



※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある

令和4年度徳島支部保険料率の計算①

1

A

$$\text{支部毎の療養の給付等に要する調整前の保険料率} = \frac{\text{(支部医療給付費)} \\ 378\text{億}8,241\text{万円}}{\text{(支部総報酬額)} \\ 6,135\text{億}230\text{万円}} = 6.17\%$$

1

B

$$\text{年齢調整率} = \frac{\text{(年齢調整額)} \\ -6\text{億}6,685\text{万円}}{\text{(支部総報酬額)} \\ 6,135\text{億}230\text{万円}} = -0.11\%$$

【徳島支部】 年齢構成が全国平均より高い ⇒ 保険料率を下げる方向に調整される

$$\text{(年齢調整額)} \\ 6\text{億}6,684\text{万円} = \text{(平均給付費)} \\ 347\text{億}4,095\text{万円} - \text{(標準給付費)} \\ 354\text{億}779\text{万円}$$

【平均給付費】
(全国の加入者 1 人あたり医療費) × (徳島支部加入者数)

【標準給付費】
(全国の各年齢階級の 1 人あたり給付費) × (徳島支部の各年齢階級の加入者数) の合計

令和4年度徳島支部保険料率の計算

1

c

$$\text{所得調整率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(所得調整額)} \\ -23\text{億}1,532\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 6,135\text{億}230\text{万円} \end{array}} = -0.38\%$$

【徳島支部】所得（標準報酬月額）が全国平均より低い ⇒ 保険料率を下げる方向に調整される

$$\begin{array}{l} \text{所得調整額} \\ 23\text{億}1,532\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{全国合計給付費を総報酬按分した額} \\ 324\text{億}2,562\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{平均給付費} \\ 347\text{億}4,094\text{万円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{全国合計給付費を総報酬按分した額} \\ 324\text{億}2,562\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(全国給付費)} \\ 5兆2,513\text{億}9,000\text{万円} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(徳島支部総報酬額)} \\ 6,135\text{億}200\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(全国総報酬額)} \\ 99兆3,578\text{億}5,200\text{万円} \end{array}}$$

3

$$\begin{array}{l} \text{収支差の} \\ \text{保険料率換算} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{(支部別収支差)} \\ 2\text{億}8,569\text{万円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(支部総報酬額)} \\ 6,135\text{億}230\text{万円} \end{array}} = 0.05\%$$

【徳島支部】令和4年度保険料率算定時に0.05%の保険料率引上げが必要

令和4年度徳島支部保険料率の計算

2

共通料率 (A + B - C)		4.71	%
A.	第2号都道府県単位保険料率	3.90	%
B.	第3号都道府県単位保険料率	0.84	%
C.	収入等の率	0.03	%
第1号平均保険料率		5.29	%
計		10.00	%

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

令和4年度徳島支部保険料率

		R2	R3	R4
全 国	全国共通料率	4.73	4.71	4.71
	2号(現金給付・拠出金 補助除く)	3.89	3.99	3.90
	3号(業務経費・一般管理費他 補助除く)	0.87	0.74	0.84
	収支(貸付金返済収入・雑輸入)	0.03	-0.03	0.03
	医療給付費についての保険料率	5.27	5.29	5.29
	医療給付費見込み(百万円)	5,236,260	5,219,755	5,251,390
	総報酬額見込み(百万円)	99,374,307	98,584,466	99,357,853
	全国平均の保険料率(精算・インセンティブ反映後)	10.00	10.00	10.00
徳 島	医療給付費についての保険料率(総報酬案分率)	6.08	6.14	6.17
	医療給付費見込み(百万円)	38,552	37,648	37,882
	総報酬額見込み(百万円)	633,991	612,905	613,502
	年齢調整+所得調整率	-0.49	-0.54	-0.49
	年齢調整	-0.08	-0.11	-0.11
	所得調整	-0.40	-0.43	-0.38
	医療給付費についての調整後の保険料率	5.59	5.61	5.69
	所要保険料率(精算除く)	10.32	10.31	10.40
	清算率換算	-0.05	-0.03	0.05
	清算額(億円)	-3.03	-1.92	2.86
	保険料率(精算含む)(インセンティブ反映前)	10.28	10.28	10.45
	最終インセンティブ分	0.000	0.010	-0.023
	最終保険料率(精算・インセンティブ反映後)	10.28	10.29	10.43
	前年比較	-0.02	0.01	0.14

参考：都道府県単位保険料率の計算方法について

都道府県単位保険料率 = 第1号保険料率 + 第2号保険料率 + 第3号保険料率

調整前保険料率 + 年齢調整率 + 所得調整率

$$\frac{\text{支部療養の給付等} + \overset{\textcircled{1}}{\text{年齢調整額}} + \overset{\textcircled{2}}{\text{所得調整額}}}{\text{支部の総報酬月額}}$$

前期高齢者納付金
 後期高齢者支援金
 退職者給付拠出金
 等

支部の保健事業等
 に要する額
 +
 前々年度の精算分
 等

① 年齢調整額

支部加入者を全国の年齢構成割合と仮定したときの年齢階級別の加入者数

×

全国の年齢階級別の1人当たりの給付費

支部の年齢階級別の加入者数

×

全国の年齢階級別の1人当たりの給付費

② 所得調整額

全国の給付費の総計

×

支部の総報酬月額

全国の総報酬月額

全国の1人当たりの給付費

×

支部の加入者数

参考：協会けんぽの都道府県単位保険料率設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

